

令和3年度 海外向けプロモーション動画作成委託 企画コンペ実施要領

日韓海峡沿岸広域観光協議会（以下、「日韓協議会」という。）が実施する海外向けプロモーション動画作成委託を実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

1 事業の目的

海外（以下、主に、東アジア及び東南アジアを指す。）における本事務局加盟県（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県）（以下、「4県」という。）の観光の認知度向上及び新型コロナウイルス感染症収束後に、海外から4県へ来県したいという意欲醸成のため、4県の観光の魅力が伝わるプロモーション動画を作成する。

2 委託事業内容及び業務委託期間

別添の業務委託仕様書のとおりとする。

3 参加要件

本企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす者とし、本業務委託を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

- (1) 過去、同種同様のプロモーション動画作成業務を受託した実績があること。
- (2) 緊急の打合せ等が必要な時に、4県に対して迅速に対応ができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 4県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 4県内いずれかに事業所等が所在する者にあつては、所在県において、県税の滞納がないこと。

(8) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、4県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 共同企業体の構成員でないこと。

(10) 過去2年間の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）または協議会と、同種の契約であって見積金額の2割以上の金額である契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者

4 募集方法

佐賀県ホームページ及び日韓知事会議ホームページにて案内を掲載する。

5 プロポーザル及び審査の実施方法

企画書、実績書等の資料により、参加者がプレゼンテーションを行う。

審査員は、別表の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。また、プロジェクター及びスクリーンは当事務局で準備するが、パソコン等については参加者が準備すること。

6 企画提案の内容

別添の業務委託仕様書に記載している業務内容について提案すること。

7 説明会

実施しない。

8 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、下記問い合わせ先宛に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。参加資格の確認結果は、11月5日(金)(予定)までに通知する。

(1) 提出期限 令和3年(2021年)11月2日(火)17時まで

(2) 提出書類

① 企画コンペ参加申込書1部(様式2号)

② 会社概要(パンフレットで可) 9部

(3) 提出方法

郵送または持参(期限内必着)

9 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、11月2日(火)17時までに、様式1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

10 提案書及び添付資料の提出について

(1) 提出期限 令和3年(2021年)11月2日(火)17時まで

(2) 提出書類

① 表紙 様式第3号 正本1部 副本8部

② 企画提案書(任意様式) 9部

用紙のサイズは A4 版で両面印刷長編綴じ(ホチキス留め)とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。また、ページ数は、30 ページ以内とすること。

③ 本業務委託の実施スケジュール案

④ 見積書 8部(任意様式)

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

⑤業務体制表 9部(任意様式)

本事業の目的を達成するための実施手法及び実施体制が分かるもの。

⑥実績書(様式3号)

実績は、審査における評価項目の一つであるため、過去2年間の類似業務の請負実績をより分かりやすく示すこと。

(3) 提出方法

郵送または持参(期限内必着)

11 審査会の開催について

(1) 日 時

令和3年(2021年)11月19日(金) 13時30分～

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

(2) 場 所

佐賀県庁新館 7階 地域交流部西側会議室(佐賀市城内1丁目1-59)

(3) 持ち時間

1社あたりプレゼンテーション 30分以内、質疑応答 10分以内を予定。

なお、参加者数により変更となる場合があり、参加者確定後、別途通知する。

(4) 審査基準

別表「評価基準」のとおり

(5) 結果の通知

令和3年11月25日(木)までにすべての参加者に対し通知する。

なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

12 実施スケジュール

令和3年(2021年)10月25日(月)	日韓知事会議 HP での公募開始
令和3年(2021年)11月 2日(火) 17時	質問書提出期限
令和3年(2021年)11月 2日(火) 17時	参加資格確認申請書等提出期限
令和3年(2021年)11月12日(金) 17時	企画書等提出期限
令和3年(2021年)11月19日(金)	審査会(場所:佐賀県庁新館7階会議室)
令和3年(2021年)11月中予定	委託業者決定、契約

13 プロポーザルの取りやめ等

(1) 審査員への接触などプロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 天災地変その他のやむを得ない事由によりプロポーザルをすることができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期し、又は取りやめることがある。

14 費用負担

プレゼンテーション、企画書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

15 留意事項

(1) 提出物は、返却しない。

(2) 提出された企画書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。

(3) 提出された企画書等は、企画提案の選定の目的以外で使用しないものとする。

(4) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(5) 県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。

(6) 虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(7) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

(8) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。

(9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たさなくなった場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)

(10) プロポーザルについての問い合わせはメールのみで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

16 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本事業業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、当事務局及び4県の職員の指示を遵守し、誠実に実施しながらならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

17 契約事項

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を減免できるものとする。
 - ア 当協議会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 過去2年の間に地方公共団体または国（独立行政法人等を含む）または協議会と、同種の契約であって見積金額の2割以上の金額である契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したものと認められる場合。

18 問い合わせ先

日韓海峡沿岸広域観光協議会事務局 辻
（佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局観光課内）
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59-6階
TEL:0952-25-7098
Mail: kankou@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、本事業における個人情報の取り扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めているものに準じます。